

屋久島空港における検温等業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、屋久島空港における検温等業務委託に適用する。
以下、この仕様書の中で業務の発注者を「甲」、受注者を「乙」という。

2 実施場所

屋久島空港到着口付近

3 委託期間等

委託期間は、令和4年4月1日から令和4年6月30日までとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況により又は航空機の減便が行われた場合には、甲乙協議の上、委託期間を変更し、又は業務委託料を変更することができるものとする。

4 業務内容

- (1) 実施場所での設営（貸与資機材の配置等）
- (2) 全ての定期便の到着客に対するサーモグラフィー又は非接触型体温計による体表温（体温）のチェック
- (3) 体表温（体温）の高い到着客に対する注意喚起（啓発チラシの配付）及び協力者に対する聞き取り調査の実施
- (4) 当日の体表温の高い到着客の人数、聞き取り調査の実施数及び聞き取り内容を甲への報告
- (5) 実施場所からの撤収（貸与資機材の収納等）

5 実施体制

2名

6 検温等従事者の要件

乙は、業務遂行のため、次の各号に定める要件を具備した適格な検温等従事者を配置するものとする。欠員が生じる場合には、速やかに交替要員を配置しなければならない。

ただし、地震、風水害等により定期便が運休となる状況の場合には、この限りでない。

(1) 服装

検温等従事者の服装は、空港利用者が不快に感じないシャツやスラックス及び作業服など（ジーパンやTシャツ、短パンなどラフな服装は不可）とし、マスクを着用するなどして感染防止を図ること。また、名札を着用し、身分証明書を携行しなければならない。

(2) その他

ア 検温等従事者は、常に礼儀正しく、規律を守り、互いに協力して職務に従事しなければならない。

- イ 常に勤務箇所付近の状況に注意を払い、緊急時に対応ができる体制を保持しておくこと。
- ウ 県民等から誤解を招くことのないよう、常に容儀を正しておくこと。
- エ 検温等の実施にあたり空港管理に支障を生じさせることがないよう、空港関係者の指示に従うこと。

7 貸与資機材

甲は、乙の業務遂行のため、次の各号に定める資機材を貸与する。

乙は、当該資機材について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託期間終了後は速やかに甲に返還すること。なお、返還に当たっては原状回復を行うこと。

- (1) サーモグラフィー一式（サーモグラフィーカメラ、モニター、ハブ、電源アダプタ、接続ケーブル類）
- (2) 非接触型体温計
- (3) 看板類（自立式看板、パネル、イーゼル、誘導サイン）
- (4) 机、椅子

8 その他

- (1) 甲は、乙に業務の詳細について業務マニュアルを提供し、乙は、業務マニュアルに定める手順に従い業務を遂行すること。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり疑義や支障等が生じた場合は、速やかに甲に報告を行うとともに、甲の指示に従うこと。
- (3) 空港利用者等からの委託業務の内容に係る質問等については、甲において対応する。
- (4) 啓発用のチラシについては、甲が作成し、乙に供与する。
- (5) 各到着便の検温等業務終了後の待機場所は、乙において準備すること。